

---

# 安芸の子リーダー養成協会

## 2026 参加の手引き

---

安芸の子の体験活動プログラムの特徴	1
2026年度通年研修会の紹介	
わくわく<4歳児(年中)～小学1年>	3
こぐま<小学2・3年>	4
31期生<小学4年～高校2年>	5
研修生一人当たりの費用	6
研修会運営についてのお願い	
各研修会のおおまかな流れ	7
健康管理・安全管理・保険について	8
研修会での持ち物について	11
生活面でのよくある質問	13
個人情報の保護について	14
安芸の子リーダー養成協会の概要・会則	15
保護者の皆様へお願い・お問い合わせについて	裏表紙



---

後援：広島県教育委員会 広島市教育委員会 広島市PTA協議会  
広島市子ども会連合会 広島県レクリエーション協会（以上、申請予定）  
広島教育レクリエーション研究会

安芸の子リーダー養成協会  
〒731-0221 広島市安佐北区可部 3-42-19-406  
FAX：082-815-7317  
URL：<https://www.akinoko.jp>

---

# 安芸の子の体験活動プログラム

## 通年研修会

年齢別のコースに分かれて研修会を行います

<4歳児（年中）～小学1年>

わくわくキッズクラブ

わくわく

「わくわく、いろいろやってみよう」を合言葉に、野外で友だちと楽しくいろんなことにチャレンジします。

<小学2・3年>

幼少年体験講座

こぐま

身の回りのことは自分でできるようにすること、自然の美しさや友だちの大切さを感じる感性を育みます。

<小学4年～高校2年>

リーダー養成研修会

31期生

自分の良さを知り、自らの人生を主体的・創造的に生き抜くための基礎となる生きる力を育てます。

<安芸の子に参加した中学生・高校生>

Jr.カウンセラー<Qリ>

何年か研修を積み上げた研修生が、大学生のカウンセラーを目指して、班の子どもたちの活動を支援します。今では多くの研修生が「Qリ」を経て、大学生カウンセラー・スタッフとして活躍中です。

## Q 誰が子どもたちを支援しますか？

## A 小中学校の教師、教師を目指す学生、社会教育の専門家など、子どもの成長を願う大人が集まっています

### 支援スタッフの所属団体

#### 広島教育レクリエーション研究会

小中学校の教師と教師を目指す学生が、基礎学力の1つとして「人間関係能力」を位置づけ、レクリエーションの持つ力の有用性について実践研究をしています。安芸の子は、研究会のメンバーが「子どもたちの命を輝かせるためには学校以外の場でも支援しなければならない」との願いから始めた会です。

#### 大学生カウンセラーグループ KAPPA 組

子どもが大好きで元気とやる気いっぱい的大学生が、子どもたちといっしょに生活しながら、その成長を支援します。こだわりを持った支援を目指して一人ひとりが自分の目標を持ち、仲間と競い合いながら楽しく活動しています。

---

## Q なぜ「体験活動」ですか？

---

### A 子どもが育つのに欠かせない直接体験が不足していると感じるからです

【私たちが感じる子どもたちの現状】

『すぐキレル』『生活習慣がついていない（食生活や生活リズムが乱れている）』

『ストレスに弱い（つらいこと・嫌なことに直面すると精神的・肉体的にすぐまいる）』

『人間関係能力の低下が著しい（非常に傷つきやすい，他人とうまく人間関係が結べない）』

『子ども本来の活気がない（元気がなく，無気力な面やだらしのない面がみられる）』

『わがままである（自分の欲望を何とかして通そうとする。自分より弱い相手をひどく攻撃）』

---

## Q 体験を通して身につけてほしい力はどんな力ですか？

---

### A 自らの人生を主体的・創造的に歩む基礎となる力です

ひとりで生きる力 自分の力で社会で生きていく基礎になる力

例：「自分で考え主体的に行動する力」「基本的な生活習慣」

ともに生きる力 自分の考えを伝え，相手の考えを理解する力

例：「コミュニケーション能力」「人権を尊重する心」

自立しようとする他者を支援する力

例：「他人を思いやる心」「社会貢献の精神」

---

## Q どんな「体験活動」をしますか？

---

### A 年齢にあわせた3つの直接体験です

#### 自然体験

大地と海と空，そこに住む生きものたちの面白さ，不思議さ，美しさ，怖さ，神秘さを再発見し，感動を分かち合う活動をします。自然のなかで美しいものを美しいと感じる感性，不思議なものに心ときめかせる感性を育みます。

#### 人間体験

異年齢のグループ研修を通して，他者と適切な関係を築いていく力を身につけることを支援します。仲間がかけがえのない存在であることを感じるとともに，自分のことをよりよく知る大切な機会を設けます。

#### 文化体験

人々が長い歴史のなかで創りあげてきた風景や生活技術を見たり，聞いたり，やってみたりと，私たちの身近に広がる世界を探検します。基本的な生活習慣を身につけ，先人の知恵やふるさとのよさを感じとることを支援します。

# 年中（4歳）～小学1年 わくわく 年間プログラム

「わくわく、いろいろやってみよう」を合言葉に、  
野外で友だちと楽しくいろんなことにチャレンジします。

## 1 はじめまして

初めて出会う友だちと、わくわく冒険へでかけよう。

日程 5/16（土）

場所 広島市青少年野外活動センター（集合解散 現地）

## 2 芋の苗を植えよう

秋に収穫するお芋を自分たちで植えます。

日程 6/6（土）

場所 広島市青少年野外活動センター（集合解散 現地）

## 3 わくわく なつキャンプ

1泊2日、夏の自然を思いっきり楽しむ活動を行います。

日程 7/25（土）～26（日）

場所 広島市青少年野外活動センター（集合解散 広島駅（貸切バス利用））

## 4 平和コンサート

折り鶴でヒロシマを伝える絵をつくり、平和への想いを表現します。

日程 9/6（日）

場所 WAKO ゲバントホール（集合解散 現地）

## 5 あきのりょうりづくり

6月に植えたお芋を収穫し、おやつにして食べます。

日程 10/17（土）

場所 広島市青少年野外活動センター（集合解散 現地）

## 6 わくわく あきキャンプ

わくわく・こぐま・31期生がそろって、みんなで運動会をします。

日程 11/14（土）～15（日）

場所 広島市青少年野外活動センター（集合解散 現地）

## 7 おもいでがいっぱい

1年間を振り返り、学んだことを発表する報告会を開きます。

日程 1/16（土）～17（日）

場所 広島市青少年野外活動センター（集合解散 現地）

日時・場所・研修プログラムは都合により変更することがありますので、ご了承ください。

# 小学2年～小学3年 こぐま 年間プログラム

身の回りのことは自分でできるようにすること、  
自然の美しさや友だちの大切さを感じる感性を育みます。

## 1 はじめまして

初めて出会う友だちと年間を通して活動を共にする仲間づくりをします。

日程 5/16 (土)

場所 広島市青少年野外活動センター (集合解散 現地 または 広島駅)

## 2 トレーニングキャンプ

1泊2日を自分たちで生活するためのトレーニングをします。

日程 6/20 (土)～21 (日)

場所 広島市青少年野外活動センター (集合解散 現地 または 広島駅)

## 3 こぐま 夏キャンプ

2泊3日、暑い夏を友だちと思いっきり楽しむキャンプです。

日程 7/18 (金)～20 (日)

場所 ユーハイム似島歓迎交流センター (集合解散 広島港)

## 4 One ピース運動・平和コンサート

折り鶴でヒロシマを伝える絵をつくり、平和への想いを表現します。

日程 9/6 (日)

場所 WAKO ゲバントホール (集合解散 現地)

## 5 マイタウンウォッチング

「ひろしま」の自然や文化にふれ、ふるさとの良さを発見する旅に出ます。

日程 10/18 (日)

場所 宮島 (集合 広島市内公民館 (調整中), 解散 広島駅)

## 6 安芸の子 秋キャンプ

わくわく・こぐま・31期生がそろって、みんなで運動会をします。

日程 11/14 (土)～15 (日)

場所 広島市青少年野外活動センター (集合解散 現地 または 広島駅)

## 7 ありがとう また会う日まで

1年間を振り返り、学んだことを発表する報告会を開きます。

日程 1/16 (土)～17 (日)

場所 広島市青少年野外活動センター (集合解散 現地 または 広島駅)

日時・場所・研修プログラムは都合により変更することがありますので、ご了承ください。

# 小学4年～高校2年 31期生 年間プログラム

自分の良さを知り、自らの人生を主体的・創造的に  
生き抜くための基礎となる生きる力を育てます。

## 1 はじめまして

初めて出会う友だちと年間を通して活動を共にする仲間づくりをします。

日程 5/16 (土) ～17 (日)

場所 広島市青少年野外活動センター (集合解散 現地 または 広島駅)

## 2 トレーニングキャンプ

「夏キャンプ」に向けて野外での生活に必要なテクニックを学びます。

日程 6/27 (土) ～28 (日)

場所 広島市青少年野外活動センター (集合解散 現地 または 広島駅)

## 3 県民の森 夏キャンプ

自然豊かな山で仲間と挑むキャンプ

日程 【小4】8/7 (金) ～11 (火) 【小5以上】8/8 (土) ～11 (火)

場所 広島県県民の森キャンプ場 (集合解散 広島駅 (貸切バス利用))

## 4 One ピース運動・平和コンサート

折り鶴でヒロシマを伝える絵をつくり、平和への想いを表現します。

日程 9/6 (日) 場所 WAKO ゲバントホール (集合解散 現地)

## 5 マイタウンウォッチング

「ひろしま」の自然や文化にふれ、ふるさとの良さを発見する旅に出ます。

県内各地から行きたいところを1つ選び、事前に集まって計画を立案してから旅に出ます。

【研修①計画立案】 8/29 (土) 広島市内公民館

【研修②旅行実施】 9/12 (土) ～13 (日) 三段峡 9/26 (土) ～27 (日) 鞆の浦・内海  
9/26 (土)・27 (日) のいずれか 尾道・瀬戸田・湯来・蒲刈など

## 6 安芸の子 秋キャンプ

わくわく・こぐま・31期生がそろって、みんなで運動会をします。

日程 11/14 (土) ～15 (日)

場所 広島市青少年野外活動センター (集合解散 現地 または 広島駅)

## 7 ありがとう また会う日まで

1年間を振り返り、学んだことを発表する報告会を開きます。

日程 1/16 (土) ～17 (日)

場所 広島市青少年野外活動センター (集合解散 現地 または 広島駅)

日時・場所・研修プログラムは都合により変更することがありますので、ご了承ください。

## 研修生一人あたりの費用

### 研修費用の合計

	わくわく (年中～小1)		こぐま (小2・3)	31期生 (小4～高2)	
	保育園 幼稚園	小学生	小学生	小4	小5以上
長子	51,000円	54,500円	68,000円	81,000円	83,000円
長子以外	48,000円	51,500円	65,000円	78,000円	80,000円

- 「長子」とは、安芸の子に加入している兄弟姉妹の中で年長者
- 31期生の合計は第5回「マイタウンウォッチング」の各回費用を除きます。
- 入会金(1,000円)・年会費(4,000円)は研修費用の合計には含みません。
- 運営費用は第1回研修会の初日の1週間前までのキャンセル、各回費用は各研修会の開催初日の3日前までに欠席のご連絡をいただければ、お支払いは不要です。既に入金された分は返金時に必要な手数料を除いた全額を返金いたします。

### 研修費用の内訳

研修費用は「運営費用（年間の研修会を運営するための費用）」と「各回費用（各研修会の実費：宿泊費・食費など）」に分かれています。

#### ■運営費用：年間一括（6月末まで）か2回分割（6月末と10月末）で支払

	わくわく		こぐま	31期生	
	保育園 幼稚園	小学生	小学生	小4	小5以上
保険料	800円		800円	800円	
Tシャツ代	2,200円		2,200円	2,200円	
研修会研修費	27,000円		37,000円	43,000円	
家族割引	-3,000円		-3,000円	-3,000円	
計：長子	30,000円		40,000円	46,000円	
計：長子以外	27,000円		37,000円	43,000円	

- 研修会研修費の内訳は、会場費・会議費・交通費・下見費・消耗品費・備品費・印刷費・郵送費・通信費・交際費・謝礼・事務局費・借用料・事務局備品費・写真代・記念品代等です。
- 兄弟姉妹で参加される場合には第2子以降、家族割引として3,000円割り引きます。

#### ■各回費用：各研修会受付で支払

※研修内容等の変更により金額を変更することがあります。正式な金額は、各回の案内をご確認下さい。

	わくわく		こぐま	31期生	
	保育園 幼稚園	小学生	小学生	小4	小5以上
第1回	1,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円
第2回	2,000円	2,500円	4,000円	4,000円	4,000円
第3回	8,000円	9,000円	10,000円	18,000円	20,000円
第4回	なし	なし	なし	なし	なし
第5回	2,000円	2,500円	3,000円	コース別	コース別
第6回	3,500円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
第7回	4,000円	4,500円	5,000円	5,000円	5,000円
計	21,000円	24,500円	28,000円	35,000円	37,000円

- 31期生・第5回各回費用は選んだ行き先によって費用が変わります。「研修会のお知らせ」をもとにご用意ください。日帰りコースで小学生5,000円程度・中学生以上7,000円程度、1泊2日宿泊コースで小学生20,000円程度・中学生以上24,000円程度をそれぞれ予定しています。

## 各研修会の大まかな流れ

### <各研修会の約2週間前>

研修会のお知らせ発送

「研修会のお知らせ」を参加者に郵送します。子どもたちが自分で把握できるよう工夫しますが、保護者の方も一緒にご確認ください。内容は次のようなものです。

- 集合と解散の時間・場所
- 主なプログラム
- お願い
- 持参物（持ち物チェック表）
- 会場案内図
- 健康カード

### <期限までに>

出欠の連絡

お知らせに、出欠連絡用フォームのアドレスを掲載しますので、締切日までに入力してください。「出欠票」を事務局まで郵送か FAX によりご提出頂いてもかまいません。変更の場合は事務局までご連絡ください。

### <研修会当日に荒天時の場合>

当日午前6時の時点で、1つ以上の警報が発表、または台風の接近が予測される場合は、自宅待機とします。その後の動き（中止、場合によっては時間をずらして集合）はホームページ上で発表するほか、希望される方（各回の出欠票に記入欄を設けます）にはスタッフから電話連絡をいたします。

※ この場合の事務局等への電話はご遠慮下さい。大変混雑し、つながりにくくなると予想されますので、連絡をお待ちください。参加者の安全を最優先に考えますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### <研修会当日>

集 合

集合解散場所までの送り迎えは、保護者の方でお願いします。駐車場のスペースには限りがありますので、ご協力ください。また、急な変更を案内板やスタッフでお知らせする場合がありますので、ご協力をお願いします。

<主な研修会会場の集合解散場所（予定）>

- 広島市青少年野外活動センター：現地 または 広島駅から移動  
野外活動センターへの移動に、広島駅から公共交通機関を利用できる場合があります。詳しくは各回の案内をご確認ください。広島駅からの移動の場合にはスタッフ・カウンセラーが同行します。なお、必要な交通費は各回費用以外に別途必要です（受付で預かります）。
- ユーハイム似島歓迎交流センター：広島港
- 広島県県民の森：広島駅（貸切バス利用）

集 合

スタッフが受付をします。健康カード・各回費用（封筒に名前と金額を書いてください）を提出してください。当日の体調など、気になることは受付スタッフに直接ご相談ください。

活 動

解 散

少したくましくなった子どもたちに会えるでしょう。スタッフ・カウンセラーからも活動の様子をお聞きください。

### <研修会后>

研修会の報告

活動の様子は、ホームページ（<https://www.akinoko.jp/>）を通してご報告いたします。通信「心はつばさ」も随時発行する予定です。

## 健康管理・安全管理・保険について

---

### 健康管理について

---

お子さまが研修会に十分参加し、活動ができるよう、健康管理は次のように行っています。

#### 1年のはじめに

##### 健康調査票

日頃のお子さまの健康状態等をお知らせいただくものです。それぞれの項目で「あり」の場合は、現在の状況をありのまま、具体的に記入してください。変更がありましたら事務局までご連絡ください。

#### 研修会ごと

##### 健康カード

研修会ごとに、お子さまの健康状態を確認するためのものです。各研修会の案内と一緒に郵送します。研修会当日のお子さまの健康状態をありのまま、ご記入の上、研修会受付に提出してください。また、気になることがありましたら、受付スタッフに直接ご相談ください。

### <アレルギーによる食事制限があるのですが…？>

アレルギーにより食事制限がある場合には、できる限り配慮しますので「健康調査票」になるべく具体的にご記入ください。場合によっては、事務局から相談させていただくことがあります。

### <食事に好き嫌いがあるのですが…？>

栄養が偏らないように量を減らすなどの支援をします。偏食の配慮については「健康調査票」にご記入いただくか、事務局にご相談ください。

### <薬を持たせたいのですが…？>

服用する薬がある場合には「健康カード」に服用のタイミングや使用方法をご記入の上、薬を持たせてください。「健康カード」の記述をもとに、服用の有無を確認させていただきます。万一、服用し忘れた場合には、保護者の方に連絡させていただき、対応を相談させていただきます。

### <新型コロナウイルスの対策は…？>

5類感染症となった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、以下の対応をとっていただくこととしますので、ご協力ください。

- 以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせをご検討ください。
  - ・体調がよくない場合（例：発熱などの症状がある場合）
  - ・新型コロナ発症翌日から5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間※ 濃厚接触者となった場合でも、参加の見合わせは求めません。
- マスク着用は「個人の判断」ですが、発症翌日から10日間、医療機関の受診時、混雑時の電車やバスでは着用を推奨します。
- 手洗いや換気などの感染拡大防止対策は、スタッフの指示に従ってください。

### <研修会当日、ケガや体調に不安があるのですが…？>

慣れない環境での生活は、予想以上に子どもたちの体力を消耗させます。体調に不安のある場合には、お子さまとよく相談された上で、参加・不参加の判断をお願いします。

参加される場合には、必ず「健康カード」に体調・ケガの様子などをご記入ください。できる限り、配慮させていただきます。ただし活動の続行が難しいと判断される時は、保護者の方に連絡させていただきます。場合によっては、会場まで迎えに来ていただくこともありますので、ご了承ください。

## 安全・健康確認について

---

子どもたちの好奇心や可能性をそぎ落としてしまわないように、できるだけ子どもたち自身で考え、行動できるように支援します。そのために子どもたちが知らないこと、できないことはしっかりアドバイスし、安全に活動ができるようにサポートしていきます。

ただ、子どもにとって遊びの中での擦り傷や切り傷は、当たり前のことです。ちょっとしたケガなら、今後大きなケガをしないためのよい教訓となるのではないのでしょうか。ぜひ温かい目でお子さまの様子を見守っていただければと思います。

### <スタッフ・カウンセラーによる確認>

主なスタッフが事前に活動場所の下見を行い、あらかじめ危険箇所の把握をした上で活動を行います。また、プログラム運営担当のスタッフが、子どもたちの安全管理に注意を払います。

1 班数人の子どもに1人のカウンセラーがついて、子どもたちの状態を把握します。カウンセラーは、キャンプカウンセラーセミナー（広島教育レクリエーション研究会主催）を通して、登山や野外炊飯など野外活動の技術や救急法などの研修を受けています。とりわけ、リスクマネジメント（安全管理・危険回避）の研修には時間を掛け、危険をいち早く察知し、回避するよう心がけます。

### <所在把握>

活動中、または会場までの移動中は、グループごとの点呼などにより人数確認を徹底します。また「マイタウンウォッチング」など、野外研修施設の外で行う研修会では緊急連絡カードを渡し、グループから離れてしまった場合の連絡方法を確認します。なお所在把握の徹底のため、受付時には受付スタッフ、解散時にはカウンセラーにそれぞれ一声おかけくださるようお願いいたします。

## 保険について

---

研修会時の事故に備え、「スポーツ安全保険」に参加者全員、加入いただいています。保険の内容は次のとおりです。加入申し込み・保険金支払いの請求等は、すべて事務局を通して手続きします。

#### ・傷害保険

被保険者が団体の活動中及び往復中に発生した、急激で偶然な外来の事故により被った障害及び障害に起因する後遺障害及び死亡が対象になります。ただし、次のものは含まれません。

\* 細菌性食物中毒、日射または熱射による身体の障害

\* 急性心不全（心臓マヒ）等の心臓疾患

\* 野球肩、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、靴ずれその他外傷によらないスポーツ特有の障害

#### ・賠償責任保険

被保険者が団体の活動中及び往復中に、他人にけがをさせたり、他人のものをこわしたりしたことによって法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金が支払われます。

#### ・共済見舞金

団体の活動中及び往復中に発生した、突然死、及び日射病・熱射病による死亡が支払いの対象となります。

## 緊急時の対応について

---

### <活動中の病気・けがについて>

活動中に病気・けが等で医療機関の受診が必要と判断した場合には、以下により対応します。場合によっては、会場または医療機関まで迎えに来ていただくこともありますので、ご了承ください。

### 研修会中に医療機関で受診するにあたって

2024年12月より、医療機関で受診する場合、マイナンバーカードによる「マイナンバー保険証」の利用が原則となりました。そこで、これまでは保険証のコピーで対応していましたが、その対応はできなくなりました。研修会中に医療機関で受診する場合には次のように対応しますので、ご協力をお願いいたします。

医療機関の受診が必要と判断した場合は、必ず保護者に電話連絡させていただき、確認をします。

◆お子様自身に、マイナンバーカードを持たせられている場合

(研修会中もマイナンバーカードは本人が管理します)

→保護者の確認をとって、医療機関に本人が提示をし、治療費や薬代は、安芸の子で立て替えます。

◆お子様自身に、マイナンバーカードを持たせられていない場合

→①保護者の確認をとって、保護者が医療機関に来てマイナンバーカードを提示して受診し、治療代や薬代を保護者が支払います。

→②保護者の確認をとって、医療機関では、マイナンバーカードの提示なしで受診し、安芸の子が10割を立て替えます。保護者は、研修会後に安芸の子に10割を支払っていただきます。保護者は、健康保険組合等に手続きをして負担分を返金してもらってください。

→③保護者の確認をとって、本人が資格確認書やマイナポータルで医療保険の資格情報画面を医療機関に提示します。マイナンバーカードの提示と同様の扱いになり、治療費や薬代は、安芸の子で立て替えます。

### <その他緊急時の対応について>

保護者の方に連絡させていただくとともに、施設等公共機関と連携して対応します。

## 研修会での持ち物について

### 持ち物準備3箇条

#### ①「持ち物チェック表」でチェック！

研修会開催の約2週間前に送る「研修会のお知らせ」の中にく持ち物チェック表>がありますので、持ち物をチェックしてご準備ください。

#### ② 子どもと一緒に用意

保護者の方だけで準備すると、お子さまはどこに何があるかが分からなくなり、バックの中身をすべて出して探すことがあります。整理しやすいよう、1日ごとの袋に分けて入れたり、入っているものを袋に書いたりしながら、お子さま本人と一っしょに準備していただきますようお願いいたします。

#### ③ すべての物に名前を

1年の研修を終えると、ダンボール数箱分の忘れ物が出ます。忘れ物をしないように支援しますが、万一忘れ物をした時にすぐにお返しできるよう、すべての物に名前を書いていただきますようお願いいたします。名前の記入がない忘れ物は年度末に処分します（安芸の子で活用する場合があります）。

### 持ち物チェック表の例

必要な物を表にしましたので、開催までに少しずつご準備ください。研修会によって必要な物が違いますので、必ず各回のく持ち物チェック表>でご確認ください。

		もちもの（すべてになまえをかきましょう）	かず
ふくそうセット	1	うごきやすいふくそう	1
	2	きがえ（あせやあめでぬれた時などにきがえます。シャツ・ズボン・したぎなど）	各1
	3	あまカップ・かさ	1
	4	はきなれたくつ	1
	5	うわぐつ	1
	6	ぼうし	1
	7	タオル	2
	8	ビニル袋（よごれものを入れる）	1
	9	マスク	1
すいはん	1	ながそでシャツ（化繊 <small>かせん</small> のものはダメです）	1
	2	ながずぼん（化繊 <small>かせん</small> のものはダメです）	1
	3	ぐんて（木綿 <small>もめん</small> 100%のもの）	1
そのほか、いろいろ	1	べんとう	1
	2	すいとう	1
	3	ハンカチ・テッシュ	各1
	4	しきもの	1
	5	ぜんぶのにもつをいれるためのかばん（いどうがあるので、せおえるリュックサックなど）	1
	6	じょうびやく（ひつような人。のみかたを「けんこうカード」にかいてください）	
	7	けんこうカード（その日のあさのようすをかいて）	1

## より良い研修のために用意していただきたいもの

---

### バック

#### 選ぶポイント

すべての物が入る  
背負えるもの

荷物を持って移動することがありますので、背負えるリュックのようなものをご用意ください。

### 雨具（カッパ）

#### 選ぶポイント

上下が分かれている  
ある程度丈夫なもの

活動中、多少の雨が降っても野外での活動を行います。雨が降るのも自然の一つ。楽しく雨の中での活動を行なうために、ぜひ、セパレートタイプ（上下）のカッパをご用意ください（アウトドア用品店等で購入できます）。

### 軍手

#### 選ぶポイント

綿 100%

化学繊維が入っていたり、ぼつぼつ（滑り止め）がついたものだと熱い物を触ったとき溶けるおそれがあるので綿 100%のものをご用意ください（ホームセンター等で購入できます）。

### 帽子

#### 選ぶポイント

つばがついている

1日の大半を野外で過ごすこともあります。夏は日光から身体を守るために、冬は防寒のためにも必ずお持ちください。

### 服装・靴

服装はその季節で日常使用しているもので結構ですが、スカートなど動きにくいものは避けてください。靴も履き慣れた運動靴で結構です。（県民の森夏キャンプは履き慣れた登山用の靴をお持ちであればそちらが良いでしょう）。

### キャンプ時の服装

野外炊飯や登山時には、やけどや切り傷、虫刺されなどを防ぐため、長そで・長ズボンを着用します。火に近づくことがありますので、化繊のものは避けてください。なお、長ズボンは丈の短いものではなく、くるぶしぐらいまで届く、肌の露出のないものをご用意ください。靴下についても、足首程度までの短いものではなく、ふくらはぎの中ほどまで届くものをお願いします。

また、夏でも防寒用のウエアは欠かせません。朝夕は冷え込むこともありますし、雨が降っても気温が下がります。



### 服装の数量

<持ち物チェック表>に書かれている数量をご用意いただければ大丈夫です。ただし、アトピー性皮膚炎などでこまめに着替える必要がある場合は、多めに持たせてください。

## 生活面でのよくある質問

---

### <友だちと一緒にの班になれますか…？>

友だちや兄弟姉妹は原則的には別々の班になります。新しい友だちをたくさん作ることも活動では大きなねらいの1つです。班分けについて特別なご希望がある場合は事前に事務局までご相談ください。

### <班の人と仲良くできるか心配なのですが…？>

班の雰囲気になじめなかったり、けんかをして険悪な雰囲気になってしまうことは珍しいことではありません。子どもたちが他者とより良い関係を結ぶ力を身に付ける機会になるととらえ、見守っていただければと考えています。ほとんどの場合、子どもたち同士で声をかけあったり、スタッフ・カウンセラーと話をしながら乗り切っていきます。

どうしても活動を続けたくないほど、嫌になった場合には、事務局までご相談ください。できる限り、配慮させていただきます。

### <ホームシックにならないか心配なのですが…？>

ホームシックにかかることはあります。実際そうであっても、子どもたち同士で声をかけあい、助け合ったり、スタッフ・カウンセラーと話をしながら、乗り切っていく場合がほとんどです。ホームシックは成長する上で必要な通過点ととらえ、見守っていただければと考えています。

これまでには非常にまれですが、どうしても活動が続けられず、保護者の方と電話で話をしたり、迎えに来ていただいたこともありました。

### <自宅に電話させたいのですが…？>

参加されるお子さまが活動に集中できるよう、期間中のお子さまへの直接の連絡（携帯電話によるメールも含みます）はご遠慮ください。緊急連絡が必要な場合は、事務局までご連絡ください。

携帯電話は活動には不要なため、持ち物から外すことをおすすめしています。どうしても持たせたい場合には、保護者の方のご判断におまかせしますが、紛失・破損の責任は負いません。

### <お金を持たせたいのですが…？>

研修会には、各回費用と交通費（必要な人のみ）以外のお金は持たせる必要はありません。どうしても持たせたい場合には、保護者の方のご判断におまかせしますが、紛失の責任は負いません。

### <持ち物が無くなった／壊れていたのですが…？>

忘れ物を探したり、研修施設や参加者の方に問い合わせたりしますので、まずは事務局までご一報ください。壊れていた場合にも、状況をお子さまとよくご確認の上、事務局までご一報ください。

### <写真の販売はありますか…？>

誠に申し訳ございませんが、写真販売はありません。1年間の最後に、1年間の活動の様子が分かる写真をカウンセラーが選んでお渡ししています。なるべく全員のお子さまの様子を写真に残すようにしていますが、お子さまが公平に写っていない場合もありますので、ご了解ください。

## 個人情報の保護について

---

安芸の子リーダー養成協会は、その事業活動において、提供していただいた個人情報について、以下のとおり適切に取り扱います。

### 個人情報の収集と利用について

事業申込・運営時に提供していただいた個人情報は、以下の目的に利用します。なお、それ以外の利用目的で収集する場合は、別途ご本人に通知します。

- ・ 申込プログラムの運営に必要な業務
- ・ 関連プログラムのおしらせ
- ・ 統計および分析
- ・ 各種アンケート調査の依頼
- ・ 広報活動（画像・音声・映像のみ。基本的には、個人を識別できない状態に加工して利用しますが、個人を識別できる状態のまま利用することがありますのでご了承ください。その他の情報（氏名等）を広報目的で公表する場合は事前にご本人の同意をいただくか、収集する際に別途通知します。）

なお、問い合わせ時に提供していただいた個人情報は、当該問い合わせにのみ利用し、問い合わせへの対応後に適切な方法で削除します。何らかの理由で保存する場合は、別途ご本人に通知します。

### 個人情報の利用および第三者への提供について

利用目的の範囲を超えて、個人情報を利用することはありません。また提供していただいた個人情報を「ご本人の同意がある場合」「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、ご本人の同意を得ることが困難である場合」「法令等で要求された場合」を除き、第三者に開示・提供することはありません。

### 個人情報の保護と管理について

提供していただいた個人情報について、合理的なセキュリティ手段を用いて、不正アクセス、紛失、破壊、漏えい、改ざんなどの防止に努めています。しかし、採用しているセキュリティ手段に関わらず、個人情報について絶対的なセキュリティを保障することは不可能ですので、その点をご了承願います。

### 個人情報に関するお問い合わせについて

個人情報に関するお問い合わせについては事務局までご連絡ください。

### 撮影された写真・動画などの扱いに関するお願い

研修会の様子を撮影された動画や写真などについては、他のお子さまが個人を識別できる状態で写っていることがありますので、多数の第三者に向けて公開されることはご遠慮いただければと考えています。ご理解とご協力をお願いします。

## 安芸の子の概要

### 2026 年度役員

会 長	原田 幸子	(広島教育レクリエーション研究会 会長, 日本レクリエーション協会 レクリエーションコーディネーター 上級レクリエーションインストラクター 日本キャンプ協会 キャンプディレクター1級)
副 会 長	佐竹 邦治	
副 会 長	松浦 徹	(日本レクリエーション協会 準中級レクリエーションインストラクター)
理 事 長	川口 和郷	(日本レクリエーション協会 レクリエーションコーディネーター 日本キャンプ協会 キャンプディレクター1級 特定非営利活動法人日本防災士機構認証 防災士)
理 事	松浦 晃子	(日本レクリエーション協会 準中級レクリエーションインストラクター)
理 事	林 裕美	(日本レクリエーション協会 準中級レクリエーションインストラクター 日本キャンプ協会 キャンプディレクター2級)
理 事	亀井 幹夫	(日本レクリエーション協会 中級レクリエーションインストラクター)
理 事	金本 裕史	(日本レクリエーション協会 準中級レクリエーションインストラクター)
理 事	石田 由貴子	(日本レクリエーション協会 準中級レクリエーションインストラクター 日本キャンプ協会 キャンプインストラクター)
理 事	宮地 諒	(日本キャンプ協会 キャンプディレクター2級)
理 事	原田 裕	(日本キャンプ協会 キャンプディレクター1級)
事務局長	谷田 邦子	(日本レクリエーション協会 上級レクリエーションインストラクター)
監 事	石原 かえ	

### これまでの主な歩み

1995 年	安芸の子リーダー養成協会発会
1996 年	「第1期リーダー養成研修会(1期生)」実施(以後、毎年実施) 大学生カウンセラークラブ「かっぱ組」(現:KAPPA組)発会
1997 年	「幼少年体験講座(こぐま)」実施(以後、毎年実施)
2000 年	「わくわくキッズクラブ(わくわく)」共催(以後、毎年実施) 「5周年記念コンサート」開催
2001 年	オプション研修会「県民の森スキーツアー」実施(以後、毎年実施)
2002 年	オプション研修会「オープンスクール IN しまなみ海道」実施(以後、毎年実施)
2003 年	「One ピース運動」開始
2004 年	オープン研修会「マイタウンウォッチング」実施(以後、毎年実施)
2006 年	「10周年記念コンサート」開催/記念誌・CD発行
2007 年	「One ピース運動5周年記念平和コンサート」開催
2012 年	「One ピース運動10周年記念平和コンサート」開催
2014 年	「20周年記念イベント」開催

### 安芸の子リーダー養成協会会則

#### 第1章 総 則

- 第1条 本会を安芸の子リーダー養成協会と称する。
- 第2条 本会は主たる事務所を 広島市安佐北区可部3丁目 42-19-406におく。
- 2 本会は総会の決議を経て、主たる事務所を必要な地に置くことができる。
- 第3条 本会は次の事項を目的とする。
1. 心豊かでたくましい安芸の子を育成する。
  2. 安芸の子のリーダーとして活躍してくれる人材を育成する。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 安芸の子育成のための事業
2. 安芸の子リーダー育成のための事業
3. 指導員ならびにスタッフの研修事業
4. その他、本会の目的達成に必要な事業

#### 第2章 会 員

- 第5条 本会は、次に示す会員をもって構成する。
1. 正会員は第3条の目的に賛同し、本会の行う事業に積極的に参加する 18

	歳以上の者で理事会で承認した者。 2. 準会員は本会の事業に参加し、将来はリーダーになることを志す者。 会員は次の行為を行った時、理事会の承認を得て、その資格を取り消される。 1. 退会したとき。 2. 1年以上の会費未納入者で、事務局より会費納入請求後1カ月以内に納入なき場合。 3. 除名されたとき。 4. 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき。 5. 死亡もしくは失踪宣言を受けたとき。	者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
第6条		3) 審議事項及び議決事項 4) 議事の経過の概要及びその結果 5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。
第7条	正会員は理事会の決議を経て、会長が定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。	第5章 理事会 第24条 理事会は、理事をもって構成する。 第25条 この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 1) 総会に付議すべき事項 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
第8条	会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 1. 本会の会則または規則に違反したとき。 2. 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。	第26条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。 2 通常理事会は、年2回開催する。 3 臨時理事会は、次の一に該当する場合に開催する。 1) 理事長が必要と認めたとき。 2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。 3) 第11条の規定により、監事から招集の請求があつたとき。
第9条	既納の入会金・会費及びその他の搬出物品は返還しない。	第27条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面によって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
第3章 役員		第28条 理事会の議長は、会長もしくは理事長がこれにあたる。 第29条 理事会には、第21条から第23条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。
第10条	本会を運営するために、総会において正会員の中から次の役員を選出する。 会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、理事 6人以上15人以内、 会計理事 1名、事務局長 1名。このうち、会長、副会長、理事長、会計理事、事務局長は理事を兼務する。 2 理事会において次の役員を選出し、総会で承認を得る。 評議員 若干名、監事 2名 3 本会に顧問及び名誉会長をおくことができる。 4 本会に運営委員会をおき、事業の円滑な運営にあたる。 5 理事長は運営委員を3年以上経験したものとし、理事の3分の2以上は運営委員を1年以上経験したものとする。	第30条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。 1) 正・準会員の入会金及び会費は入会金1,000円・年会費4,000円とする。(ただし、学生は年会費2,000円とする。) 2) 寄付金・助成金等 3) 財産から生じる収入 4) 事業収入 5) その他の収入 第31条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。
第11条	会長は本会を代表し、会務を総括する。 副会長は会長事故ある時は会長代理として本会を総括する。 理事長は理事会を総括する。 理事長事故ある時は理事の中から、理事会の3分の2の決議を経て理事長代行を互選する。 理事は、理事長を中心として理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき本会の業務を分担処理する。また運営委員会と事務局の運営に対して、必要に応じて助言を行い相談に応じる。 会計理事は、本会の会計に関する業務を総括する。 評議員は、理事・評議員会において必要に応じて助言する。 運営委員長は、運営委員会を総括し、運営委員は本会目的達成のための事業遂行にあたる。 事務局長は、本会目的達成のための業務を総括する。 事務局は本会目的達成のための業務遂行にあたる。 監事は会計を監査し、理事の業務執行状況を監査する。不整の事実を発見したときは、総会または理事会の招集を請求し、報告する。	第32条 本会の経費は財産をもって支弁する。 第33条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は理事長が作成し、毎会計年度開始前に総会において3分の2以上の議決を経なければならない。 第34条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
第12条	役員は2年とする。ただし再任は妨げない。 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	第35条 本会の事業報告および決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書会計報告書を作成し、監事の監査を受け、総会の3分の2以上の議決を経なければならない。 第36条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
第13条	役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 1. 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき。 2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。	第37条 この会則は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。 第38条 本会は、民法68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て解散する。 第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の3分の2の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。
第14条	役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とする。 2 役員に費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。	第7章 会則の変更及び解散 第37条 この会則は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。 第38条 本会は、民法68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て解散する。 第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の3分の2の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。
第4章 総会		第8章 事務局 第40条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長がこれを定める。 第41条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。 1) 会則 2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類 3) 理事、監事及び役員、職員の名簿及び履歴書 4) 会則に定める機関の議事に関する書類 5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類 6) 財産等の状況に関する書類 7) その他必要な帳簿及び書類
第15条	本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。	第9章 補則 第42条 この会則に定めるほかのものは、本会運営に必要な事項は、総会の決議を経て会長が定める。
第16条	総会は正会員をもって構成する。	附則 1 この会則は、平成7年5月27日より施行する。 2 この規約は安芸の子リーダー養成協会会員予定者の3分の2以上の議決により制定される。 3 第10条5項の規定にかかわらず発会后3年間は運用しない。 4 第36条は平成6年度からとし、平成7年度は発会の日から平成8年3月31日までとする。 5 附則2～5は理事会の3分の2以上の決議により削除することができる。 6 この会則は一部改正し、平成19年3月31日より施行する。
第17条	総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。	
第18条	通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。 3) 第11条の規定により、監事から招集の請求があつたとき。	
第19条	総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面によって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。 総会の議長は、総会において、出席正会員の中から選出する。	
第20条	総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。	
第21条	やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。	
第22条	2 前項の場合における前21条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。	
第23条	総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 1) 日時及び場所 2) 正会員数の現在員数、出席者及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任	

風が吹いてきた 旅立ちの時が来た  
夢の帆をひるがえして こぶしを握り締めて  
孤独を恐れなくて 一人でも立ち向かえ  
今まで見た事のない 自分と出会う旅

なぜ生きる なぜ歌う  
答えはどこにも書いてない  
その足で本気になって  
見つけ出すしか道はない

ここで出会った事 とともに歌った事  
それはいつかきっと 小さな勇気が変わる  
くちびるをかみしめて それでも前に進め  
心を突き動かされる 苦しみのその先へ

なぜ生きる なぜ歌う  
誰に聞いてもわからない  
その腕で本気になって  
掴み取るしか道はない  
なぜ生きる なぜ歌う  
誰に聞いてもわからない  
その腕で本気になって  
掴み取るしか道はない

## 保護者の皆さまへお願い

### 撮影された写真・動画などの扱いに関するお願い

研修会の様子を撮影された動画や写真などについては、他のお子さまが個人を識別できる状態で写っていることがありますので、多数の第三者に向けて公開されることはご遠慮いただければと考えています。ご理解とご協力をお願いします。

### お問い合わせについて

090-8990-7832（谷田）までお電話をお願いします。なお、日中は留守にしておりますので、留守番電話にご用件を入れられるか、夕方以降におかけ直しくくださるようお願いいたします。